

磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー運営業務委託仕様書

1 事業の目的

障がい者等の生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等の便宜を提供するため、磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー（以下「喫茶コーナー」という）を設置するにあたり、必要な事項を定める。

2 設置場所等

- (1) 設置場所 磐田市国府台 57 番地 7
- (2) 施設名称 磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）
- (3) 専有面積 1 階の一部 約 150 m²（別紙平面図のとおり）

3 事業実施期間

実施期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

ただし、契約は単年度毎に締結する。

4 運営条件等

- (1) 営業日は磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）の開館日（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日の休館日を除く）の中で受託者が定める日とし、営業時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時のなかで受託者が定める時間とする。ただし、営業日は平日に 4 日以上、週に合計 5 日以上設定すること。また、営業時間は午前 10 時から午後 3 時まででは必須とし、1 日 6 時間以上連続して設定すること。営業時間外の喫茶コーナー（調理室、事務室及び休憩室を除く）は一般に開放するものとする。
- (2) 臨時営業、臨時休業、営業時間の短縮又は延長をする場合は、事前に市の承認を得ること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）に基づき、障害福祉サービスの利用者に対して、就労に必要な訓練その他必要な支援を実施すること。障害福祉サービスを提供可能な日には、障害者総合支援法第 22 条に基づく就労移行支援又は就労継続支援の訓練等給付費の支給決定を受けた者が従事できるように配慮すること。

- (4) 営業品目は受託者が定めたものとし、必要に応じて営業許可を取る。ただし、軽食（おにぎり、サンドウィッチ等）と飲料（ジュース、コーヒー等）が提供できるよう配慮すること。また、アルコール飲料の提供は原則認めない。
- (5) 光熱水費は磐田市総合健康福祉会館全体の光熱水費の面積按分（施設全体面積のうち喫茶コーナーを除く調理室、事務室及び休憩室の面積 $75\text{m}^2/4,770\text{m}^2$ ）により受託者の負担とする。（参考：令和5年度光熱水費 222,686円）

電話等の通信料は受託者の負担とする。

- (6) 受託者は別紙「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー設備一覧」の設備を使用できる。また、別紙「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー備品一覧」の備品については、市が無償で受託者に貸与し、受託者はそれを使用することができる。その他の必要な設備等については、受託者の負担とする。

上記を加味し、障害福祉サービスの収入を含め収支計画書（様式第6号）を作成すること。

- (7) 喫茶コーナー内に設置する複写機について下記のとおり取り扱うこと。ただし、複写機、印刷用紙及びトナーカートリッジは市が用意する。

ア 喫茶コーナーの営業時間内において、適宜印刷用紙の補充やトナーカートリッジの交換をすること。また、営業時間終了時に印刷用紙が十分な量になるよう補充すること。

イ 複写機の不調又は故障があった場合には、ただちに市に報告すること。

ウ 複写機の修繕は、受託者の瑕疵によるものは、受託者の責任と負担で行ない、それ以外の場合は市が行う。

- (8) 県内の指定障害福祉サービス事業者の製品を喫茶コーナーにて販売するものとする。販売手数料は、製品価格の10%以内とする。指定障害福祉サービス事業者の製品以外の販売は認めない。

- (9) 常に清潔に保ち、衛生管理に十分留意するとともに、次の事項を遵守すること。

ア 清掃は、1日1回以上実施すること。

イ 適宜喫茶コーナーのテーブルや椅子を整理整頓すること。営業時間終了時にテーブルや椅子を整理整頓し、一般に開放できるようにすること。

ウ 定期的に水回りの清掃は行うこと。

エ 定期的に冷凍庫等の霜取りを行うこと。

カ 防虫、防鼠に対する措置を講ずること。

キ 生ごみ等は、受託者が責任をもって処理すること。

- (10) 受託者は別紙「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー設備一覧」（以下「設備一覧」という。）を使用することができる。また、市は別紙「磐田市総合健康福祉会館喫茶コーナー備品一覧」（以下「備品一覧」という。）の設備等は無償で受託者に貸与し、受託者はそれを使用することができる。その他の必要な設備等については、受託者の負担とする。
- (11) 受託者の施設の使用料は免除し、光熱水費は、磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）全体の光熱水費の面積按分（施設全体面積のうち喫茶スペースを除く調理室、事務室及び休憩室の面積 $75 \text{ m}^2 / 4,770 \text{ m}^2$ ）により受託者が負担する。電話等の通信料は受託者が負担する。
- (12) 設備一覧及び備品一覧の修繕は、受託者の瑕疵によるものは、受託者の責任と負担で行ない、それ以外の場合は市が行う。その他喫茶コーナー内の消耗品等の修繕や補充については、市と受託者の協議で行う。
- (13) 事故が発生した場合（食中毒等）の賠償保険に加入すること。
- (14) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及びその他の法令を遵守すること。
- (15) 食品衛生関係を監督する行政機関の指導または磐田市の指示事項について、誠実に履行すること。
- (16) 磐田市総合健康福祉会館（i プラザ）の使用については、磐田市総合健康福祉会館条例（平成 20 年磐田市条例第 29 号）及び磐田市総合健康福祉会館条例施行規則（平成 20 年磐田市規則第 50 号）を遵守し、市の指示に従うこと。
- (17) 1 年に 1 度営業許可証の写し、事業計画書、収支計画書、事業実施報告書及び収支報告書を市に提出すること。
- (18) 市の立ち入り調査等については十分に協力し、指示に従うこと。
- (19) その他喫茶コーナーを運営するために必要な措置を講ずること。